

函 保 生

令和4年（2022年）12月27日

市内浴場営業者 各位

市立函館保健所長

函館市公衆浴場法施行条例の一部改正について

平素より本市における保健所衛生行政にご理解とご協力を賜り、お礼を申し上げます。

この度、「函館市公衆浴場法施行条例（平成25年函館市条例第34号）」の一部を改正し、本市における混浴の制限年齢について、下記のとおり取り扱うことといたしますので、対応方よろしくお願いたします。

記

1 函館市公衆浴場法施行条例の改正内容

改正後	改正前
(第5条第35号) 家族風呂を除き、 <u>7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者を入浴させる場合であって、風紀の保持に支障がないものとして市長が定める場合に該当するときは、この限りでない。</u>	(第5条第35号) 家族風呂を除き、 <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u>

2 函館市公衆浴場法施行条例第5条第35号に規定する「市長が定める場合」について

次の条件を全て満たす場合に限り、7歳以上の子どもであっても、保護者等が入浴する性別側の浴場に入浴することができる。

- (1) 入浴しようとする子どもに、障がい（身体、知的、精神および発達障がいなど）やけが等（以下「障がい等」という。）があること。

- (2) その障がい等により，子どもが1人で入浴するに危険を伴うおそれ等があること。
- (3) 他の入浴者に迷惑がかからないよう，共に入浴する保護者等が常時介助すること。
- (4) 保護者等は公衆浴場の経営者に対して，上記(1)から(3)までの内容を，公衆浴場を利用する前に申し出ること。
- (5) 公衆浴場の経営者が，(4)の申出に基づいて状況等を確認した結果，風紀の保持に支障がないと認められる場合であること。

3 その他留意事項について

上記2の(4)の申出をしないまま混浴しようとする利用者がいる場合には，公衆浴場の経営者は，利用者に対し確認を行い，また，2の(5)の確認の結果，入浴できない場合においては，その理由を利用者に説明していただきますようお願いいたします。

4 施行日

令和5年(2023年)4月1日

市立函館保健所
生活衛生課環境衛生担当
TEL : 0138-32-1521
FAX : 0138-32-1505